

I 強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化

1 農地政策の見直しに向けた新たな取組

(1) 農地政策改革関連総合対策

【農地政策改革関連総合対策 218(22) 億円】

対策のポイント

農地政策の重点事項として『担い手への農地の面的集積』を促進します。このため、農地の出し手・受け手が新たな面的集積システムに参加するための奨励金の交付や、面的集積に必要な農地情報の活用・提供等に対する総合的な支援を行います。

(面的集積の必要性)

担い手にとって、真のコストダウンを図るために、経営する農地が分散せずに面的にまとまっていることが重要です。調査（平成16年産米生産費統計）によれば、農地がばらばらに分散している場合（1団地面積0.2ha未満）に比べて、面的にまとまっている場合（1団地面積1.0ha以上）は、経営規模拡大等による効果も含めて、生産コストで3割以上、労働時間で概ね5割以上低減する、との結果になっています。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

1. 面的集積のための参加インセンティブ

別紙1

地域内農地の出し手・受け手に対して、新たな面的集積システムへの参加を促すよう、面的集積促進基金を設置し、奨励金の交付を行います。また、新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、賃借料一括前払い等のための資金を無利子で貸し付けます。

【担い手面的集積加速化支援事業（特会） 9,000(0) 百万円】

2. 担い手の投資に対する支援

別紙2

(1) 簡易な「田畠なおし」の支援

面的にまとまった形で集積された農地に対して、担い手のニーズに応じて、低コストかつ機動的な畦畔除去等の「田畠なおし」（非公共）を支援します。

【面的集積条件整備事業 81(0) 百万円】

(2) 機械施設の整備等への支援

面的集積を契機に、主として融資を活用した機械施設の整備等を行う扱い手に対し支援します。

【地域扱い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ】

1, 170 (0) 百万円】

3. 面的集積組織の体制整備等に対する支援

別紙3

(1) 面的集積組織の体制整備

面的集積を地域で推進するコーディネーターの全国での育成・設置を支援します。また、市町村段階で面的集積に取り組む組織（面的集積組織）の業務運営を支援します。【面的集積組織支援推進事業（特会） 403 (0) 百万円】

(2) 面的集積のための合意形成への支援

農地の利用に関する意向調査や面的集積のための意識の醸成、合意形成等に取り組む農用地利用改善団体の活動を支援します。

【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252 (0) 百万円】

4. 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

別紙4

(1) 農地情報の整備・活用

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図（GIS）の整備を支援します。

【水土里情報利活用促進事業 9, 699 (2, 222) 百万円】

【面的集積農地情報整備促進事業 980 (0) 百万円】

(2) 農地情報を提供するシステムの構築

広域展開する扱い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

【農地情報提供システム構築事業 200 (0) 百万円】

（その他関連施策）

○面的集積の契機となる基盤整備の実施

基盤整備（公共）を契機とした面的なまとまりを重視した扱い手への農地の利用集積を支援します。

農地集積加速化等基盤整備事業（公共） 5, 000 (0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

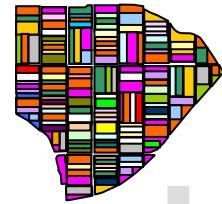
[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3741（直））]

農地政策改革関連総合対策

- 農地政策の重点事項として『担い手への農地の面的集積』を促進します。このため、農地の出し手・受け手が新たな面的集積システムに参加するための奨励金の交付や、面的集積に必要な農地情報の活用・提供等に対する総合的な支援を行います。

【課題】

- 担い手はバラバラになった農地を引き受けて量的に集積しても、経営の体質強化には必ずしもつながらず、これ以上の規模拡大にも限界。



1. 面的集積のための参加インセンティブ

- 農地の出し手・受け手の参加を促す奨励金の交付
- 貸借料一括前払い等のための資金の無利子貸付
【担い手面的集積加速化支援事業（新規）】

2. 担い手の投資に対する支援

- 簡易な「田畠なおし」の支援
【面的集積条件整備事業（新規）】
- 機械施設の整備等への支援
【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ（拡充）】

新たな面的集積システムへの総合的な支援措置

3. 面的集積組織の体制整備等に対する支援

- 面的集積組織の体制整備
【面的集積組織支援推進事業（新規）】
- 面的集積のための合意形成への支援
【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業（新規）】

4. 面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

- 農地情報の整備・活用
【水土里情報利活用促進事業（拡充）】
【面的集積農地情報整備促進事業（新規）】
- 農地情報を提供するシステムの構築
【農地情報提供システム構築事業（新規）】

担い手への農地の面的集積の実現



面的集積のための参加インセンティブ

担い手面的集積加速化支援事業（特会）9,000(0)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会

対策のポイント

地域内農地の出し手・受け手に対して、新たな面的集積システムへの参加を促すよう、面的集積促進基金を設置し、奨励金の交付を行います。

また、新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、賃借料一括前払い等のための資金を無利子で貸し付けます。

＜内容＞

1. 農地の出し手・受け手の参加を促す奨励金の交付

新たな面的集積システムにより、担い手に対し面的にまとまった形で農地の利用集積を行った場合、その集積面積に応じて、農地の出し手に対する借地料の嵩上げや受け手に対する借地料の引下げなど、地域の実態に応じ様々な用途に活用できる奨励金を交付します。

また、出し手の選択として、当面営農を継続する場合であっても、一定期間内に農地の利用を市町村段階で面的集積に取り組む組織（面的集積組織）に委任し貸し付ける場合には、地代上乗せの先払いとして活用することもできます。

2. 賃借料一括前払い等のための資金の無利子貸付

新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、面的集積される農地の賃貸借契約期間が一定期間以上で、その期間分の賃借料総額以内の一括前払いに必要となる資金や、面的集積される農地の農作業受託契約の一定期間分の農作業受託料に相当する資金を無利子で貸し付けます。

この貸付けは、具体的には農地の出し手に対する賃借料一括前払い資金又は営農に伴う運転資金や経営規模の拡大に伴う農業用機械・施設の整備資金に活用できます。

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

担い手の投資に対する支援

【面的集積条件整備事業 81(0) 百万円】
 【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ
 1, 170(0) 百万円】

対策のポイント

面的にまとまった形で集積された農地に対して、担い手のニーズに応じた低コストで機動的な「田畠なおし」を支援します。
 面的集積を契機に、主として融資を活用した機械施設の整備等を行う担い手に対し支援します。

<内容>

1. 簡易な「田畠なおし」の支援

新たな面的集積システムにより面的に利用集積された農地において、圃場が畦畔で細分化されていたり、水路で分断されていたりする場合、面的集積の効果が十分に発揮できません。そのため、担い手のニーズに応じた簡易な基盤整備（「田畠なおし」）を行うことを支援します。

その際、面的集積の効果を特に高める畦畔除去や水路の蓋かけなどの工種については、地域の面的集積の取組状況に応じて段階的に補助率を高くします。

また、担い手のニーズを速やかに満たすことができるよう、担い手自らが実施主体となることにより機動的な対応が可能となる事業の仕組みとします。

さらに、本事業と「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（面的集積タイプ）」については、担い手の手続に要する負担軽減を図るため、一つの事業計画書でメニュー選択方式にて事業を申請できるようにします。

面的集積条件整備事業 81(0) 百万円
 補助率：1/2、2/3、5/6、10/10
 事業実施主体：面的集積組織、農業生産法人、農業者等

2. 機械施設の整備等への支援

面的集積に先行的に取り組む地区を対象として支援します。

面的集積を受けた担い手が、経営規模の拡大等に必要となる農業用機械施設を整備する際に、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。

また、融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ
 1, 170(0) 百万円
 補助率：融資残額（3/10 上限）、定額
 事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（地域）

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

面的集積組織の体制整備等に対する支援

【面的集積組織支援推進事業（特会） 403（0）百万円】
 【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252（0）百万円】

対策のポイント

面的集積を地域で推進するコーディネーターの全国での育成・設置を支援します。また、市町村段階で面的集積に取り組む組織（面的集積組織）の業務運営を支援します。農地の利用に関する意向調査や面的集積のための合意形成等に取り組む農用地利用改善団体の活動を支援します。

＜内容＞

1. 面的集積組織の体制整備

面的集積組織が、農地を面的に集積する計画の作成や、農地の権利移動の手続等を行う際に、必要となる業務運営費を支援します。

面的集積を推進するためには、農地所有者への働きかけなどで中心的な役割を担うコーディネーターが必要です。このため、面的集積組織の構成員であるコーディネーターの募集・登録や研修を支援します。また、面的集積組織が外部からコーディネーターを委嘱するなどの場合、そのコーディネーターが面的集積のために地域で行う活動について支援します。

面的集積組織支援推進事業（特会） 403（0）百万円
 補助率：1／2、6／10、定額
 事業実施主体：地方公共団体、面的集積組織

2. 面的集積のための合意形成への支援

農地の面的集積による担い手の経営発展を促進するには、「担い手農家（地域の認定農業者を含む。）」と「出し手農家」の合意が不可欠です。このため、以下の様なより高度な利用調整機能・役割を備える農用地利用改善団体を支援します。

（1）面的集積に向けた合意形成

農地の面的集積への意識の醸成、合意形成等を図るため、地域内の農地利用の現況調査、農地利用に関する意向調査等を支援します。

（2）農用地利用規程等の策定

将来の面的集積が円滑に進むよう、「担い手農家」で構成する部会の設置や合意形成した内容を規約や農用地利用規程として整備するための活動を支援します。

農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業 252（0）百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））
 経営政策課（03-6744-2143（直））

面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

【水土里情報利活用促進事業 9,699(2,222)百万円】

【面的集積農地情報整備促進事業 980(0)百万円】

【農地情報提供システム構築事業 200(0)百万円】

対策のポイント

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図(GIS)の整備を支援します。

また、広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

<内容>

1. 農地情報の整備・活用

面的集積を促進する際の基礎となる農地情報について、面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積、地目等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図(GIS)の整備を支援します。面的集積組織は、農地情報図(GIS)を活用し、地域内の合意形成や面的集積のシミュレーション等の調整活動を行います。

また、一元化された農地情報図を、個人情報の保護に十分留意しながら、農地情報センターから関係機関に提供する仕組みを構築します。

(1) 地図情報整備の加速化及び基盤整備情報等の整備を支援

面的集積活動に合わせて地図情報の整備を加速化するとともに、面的集積に必要な基盤整備情報等の整備及び農地情報図の作成を支援します。

また、個人情報の保護に留意しながら、一元化された農地情報図を関係機関で共有・活用する仕組みを構築します。

水土里情報利活用促進事業 9,699(2,222)百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会、
全国土地改良事業団体連合会、(財)日本水土総合研究所

(2) 農地に関する情報と地図情報との結合を支援

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と地図情報との結合等を支援します。

面的集積農地情報整備促進事業 980(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会

2. 貸出物件情報等を提供するシステムの構築

広域展開する担い手や新規参入者等に対し、個人が特定されない地域レベルの農地の貸出物件情報や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

農地情報提供システム構築事業 200(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

担当課：経営局構造改善課 (03-6744-2148(直))
農村振興局地域整備課 (03-3501-8359(直))

(2) 耕作放棄地解消緊急対策

【耕作放棄地解消緊急対策 783（671）億円ほか】

対策のポイント

耕作放棄地を解消するため、担い手等による農地利用を促進するほか、集落での農地の保全管理等、種々の耕作放棄地解消活動に支援を行います。

(耕作放棄地とは)

耕作放棄地とは、「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地」のことです。

耕作放棄地は、全国に38万6千ha（2005年農林業センサス）存在し、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮の観点から、その早急な解消が必要です。

政策目標

5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す

<内容>

1. 耕作放棄地実態調査の実施

別紙1

耕作放棄地の実態把握が困難な地域において、耕作放棄地の位置、面積、現況等について国が補完的に調査を行い、当該市町村に情報提供することで、耕作放棄地解消方策の検討を後押しします。

【耕作放棄地解消推進基礎調査委託 167（0）百万円】

2. 担い手への利用集積等の取組支援

別紙2

担い手への利用集積等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整に係る活動費等を交付し、その取組を支援します。また、従来の基盤整備事業に加え、耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備の機動的実施と併せて、耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援します。

なお、農地の保全管理、景観形成及び農外利用等に関し専門的知識を有するボランティア等による耕作放棄地解消活動に対しても支援を行います。

【担い手アクションサポート事業 2,450（3,500）百万円の内数】

【担い手農地集積高度化促進事業（特会） 2,500（2,500）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 30,298（34,067）百万円の内数】

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共） 1,000（0）百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 39,911（34,088）百万円の内数】

【戦略的畠地農業振興支援事業 200（100）百万円】

3. 企業等の農業参入円滑化への取組支援

別紙3

企業等の農業参入の円滑化及び参入企業等の地域農業の担い手としての経営発展等を支援する観点から、参入を希望する企業等への農地情報の提供、企業等が参入する農地の利用調整活動、企業等にリースする農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

また、参入企業自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

【企業等農業参入支援全国推進事業 20 (20) 百万円】
【農地情報提供システム構築事業 200 (0) 百万円】
【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 15 (15) 百万円】
【強い農業づくり交付金 30, 298 (34, 067) 百万円の内数】
【企業等農業参入支援推進事業 (特会) 439 (430) 百万円】
【企業等農業参入支援加速リース促進事業 (貸付枠) (特会) 20年度貸付枠 954 百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 39, 911 (34, 088) 百万円の内数】

4. 農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

別紙4

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止します。また、集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

さらに、地域の既存組織等を活用した耕作放棄地の保全・利活用の取組に対して支援します。

【耕作放棄地利活用活動支援事業 480 (0) 百万円】
【中山間地域等直接支払交付金 23, 446 (22, 146) 百万円】
【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金
25, 725 (25, 588) 百万円】

5. 市民農園としての活用への取組を支援

別紙5

耕作放棄地を都市住民等がレクリエーション目的で利用するための市民農園の整備等に関する取組を支援します。また、滞在型市民農園の開設を促し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 39, 911 (34, 088) 百万円の内数】
【広域連携共生・対流等対策交付金 1, 132 (800) 百万円の内数】

6. 飼料増産・放牧等への取組支援

別紙6

飼料作物、バイオマス作物等の省力作物の作付け促進を図るほか、放牧や鳥獣害対策を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を進めます。

【粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 605 (0) 百万円】
【耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円】
【強い農業づくり交付金 30, 298 (34, 067) 百万円の内数】
【草地畜産基盤整備事業 (公共) 17, 713 (13, 418) 百万円】
【生産性限界打破事業 1, 003 (0) 百万円の内数】
【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業
122 (0) 百万円】
【粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発 606 (506) 百万円の内数】
【鳥獣害防止総合対策事業 2, 800 (0) 百万円】

7. 植林転用により森林として管理するための取組支援

農地としての利用が困難とされる耕作放棄地を、転用等により森林として管理する場合、耕作放棄地における人工造林等の実施に対して助成を行います。

美しい森林づくり基盤整備交付金 (公共) 1, 000 (0) 百万円の内数
補助率: 定額 (1/2相当)
事業実施主体: 地方公共団体、民間団体等

[担当課: 農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))]

耕作放棄地実態調査の実施

【167（0）百万円】

対策のポイント

耕作放棄地の実態把握が困難な地域において、耕作放棄地の位置、面積、現況等について国が補完的に調査を行い、当該市町村に情報提供することで、耕作放棄地解消方策の検討を後押しします。

＜内容＞

耕作放棄地解消推進基礎調査委託

【167（0）百万円】

（1）衛星画像等による耕作放棄地の実態把握

耕作放棄地の実態把握が困難である地域を中心に、複数回の衛星画像撮影をそれぞれの地域毎に適切な時期に実施し、衛星画像データの差分処理等により、耕作放棄地を把握します。得られたデータは該当市町村に提供し、耕作放棄地解消方策の検討を後押しします。

（2）調査結果等を踏まえた耕作放棄地解消指針の作成

耕作放棄地の状況、農業情勢等を踏まえた耕作放棄地解消指針を作成します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

〔担当課：農村振興局企画部地域計画官（03-6744-2442（直））〕

担い手への利用集積等の取組支援

【1, 200 (100) 百万円ほか】

対策のポイント

担い手への利用集積等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整に係る活動費等を交付し、その取組を支援します。また、従来の基盤整備事業に加え、耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備の機動的実施と併せて、耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援します。

なお、農地の保全管理、景観形成及び農外利用等に関し専門的知識を有するボランティア等による耕作放棄地解消活動に対しても支援を行います。

〈内容〉

1. 担い手アクションサポート事業 【2, 450 (3, 500) 百万円の内数】

地域における担い手の育成・確保、耕作放棄地の有効利用等を推進するため、認定農業者への農地の利用集積の促進及び、農地監視活動等の農地の利用調整活動等を実施します。

補助率：定額、1／2

事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

2. 担い手農地集積高度化促進事業（特会） 【2, 500 (2, 500) 百万円の内数】

耕作放棄地を担い手へ集積した場合、農用地利用改善団体等に促進費を支払います。

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：市町村

3. 強い農業づくり交付金 【30, 298 (34, 067) 百万円の内数】

優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：都道府県（普及組織）

4. 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共） 【1, 000 (0) 百万円】

耕作放棄地の解消・発生防止に向けた地域の取組を支援するため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

補助率：1／2、定額等

事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

5. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【39, 911 (34, 088) 百万円の内数】

(1) 耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備等の機動的な実施とあわせて、新規参入等を含めた担い手の確保や土地利用調整等を支援します。

(2) 耕作放棄地の解消・再活用に向けた調査・調整活動、実践活動について、地域の実情、創意工夫に基づいた総合的な支援及び耕作放棄地を活用して農業生産活動等を行う場合に必要な土地条件整備を支援します。

①ソフト事業

耕作放棄地解消・再活用に向けた調査・調整活動及び多様なボランティア活動に対して支援します。

②ハード事業

耕作放棄地を多目的に活用するための土地条件の整備と併せて利用を促進するための経費に対して支援します。

(3) 耕作放棄地等を活用した産地の育成強化のための取組、周辺耕作放棄地等の基本的整備を実施します。

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、民間団体等

6. 戰略的畠地農業振興支援事業

【200（100）百万円】

耕作放棄地等を活用した産地の育成強化のための取組に対する支援や耕作放棄地の状況調査を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))
農村振興局整備部農地整備課 (03-6744-2208 (直))
水利整備課 (03-3502-6232 (直))
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))

企業等の農業参入円滑化への取組支援

【674（465）百万円ほか】

対策のポイント

企業等の農業参入の円滑化及び参入企業等の地域農業の担い手としての経営発展等を支援する観点から、参入を希望する企業等への農地情報の提供、企業等が参入する農地の利用調整活動、企業等にリースする農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

また、参入企業自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

＜内容＞

1. 企業等農業参入支援全国推進事業

【20（20）百万円】

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談会を実施し、企業等の農業参入の円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 農地情報提供システム構築事業

【200（0）百万円】

広域展開する担い手や新規参入者等に対して、農地の貸出物件や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムを構築します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 特定法人等農地利用調整緊急支援事業

【15（15）百万円】

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を加速化するため、特定法人貸付事業による企業等の参入の円滑かつ積極的な推進に資するよう、参入希望のある特定法人に関する情報収集活動を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：全国農業会議所

4. 強い農業づくり交付金

【30,298（34,067）百万円の内数】

（1）優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

（2）耕作放棄地の解消を促進するため、農業委員会が、企業が円滑に農業に参入できるよう企業の意向を把握し必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：（1）都道府県（普及組織）、（2）都道府県農業会議、農業委員会

5. 企業等農業参入支援推進事業（特会）

【439（430）百万円】

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払及び簡易な基盤整備に必要となる経費を支援します。

平成20年度においては簡易な基盤整備を、企業等自らが整備できるよう拡充します。

事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人
補助率：定額、1／2以内

6. 企業等農業参入支援加速リース促進事業（貸付枠）（特会）

企業等への農業用機械・施設リースを支援（貸付枠954百万円）し、農業参入の初期投資を軽減します。

事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人
補助率：定額

7. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【39,911（34,088）百万円の内数】

耕作放棄地を活用して、農業生産法人以外の法人に対し農地を貸し付ける場合、市町村又は農地保有合理化法人が基盤整備するのに要する経費を支援します。

事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、民間団体
補助率：定額

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))

農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

【49,651（47,734）百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止します。また、集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

さらに、地域の既存組織等を活用した耕作放棄地の保全・利活用の取組に対して支援します。

＜内容＞

1. 耕作放棄地利活用活動支援事業

【480（0）百万円】

農地の保全や活用を実施する既存の組織等を活用し、地域に存在する耕作放棄地を保全・利活用する取組に対し支援します。

$$\left. \begin{array}{r} \text{補助率：定額} \\ \text{事業実施主体：耕作放棄地利活用協議会} \end{array} \right\}$$

2. 中山間地域等直接支払交付金

【23,446（22,146）百万円】

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付することにより、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図ります。

$$\left. \begin{array}{r} \text{補助率：定額} \\ \text{事業実施主体：地方公共団体} \end{array} \right\}$$

3. 農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金

【25,725（25,588）百万円】

農地・水・環境保全向上対策を実施する対象活動組織が、耕作放棄地を協定農用地に位置付け保全する取組を支援します。

$$\left. \begin{array}{r} \text{補助率：定額} \\ \text{事業実施主体：地域協議会} \end{array} \right\}$$

$$\left. \begin{array}{r} \text{担当課：農村振興局整備部地域整備課（03-3501-8359（直））} \\ \text{農地整備課（03-3592-0302（直））} \end{array} \right\}$$

市民農園としての活用への取組を支援

対策のポイント

耕作放棄地を都市住民等がレクリエーション目的で利用するための市民農園の整備等に関する取組を支援します。また、滞在型市民農園の開設を促し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

<内容>

1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【39,911（34,088）百万円の内数】

（1）多様な主体が遊休農地を活用して市民農園を開設する際に必要となる整備を実施します。

（2）農村地域での滞在型市民農園整備の支援します。

事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、土地改良区、民間団体等

補助率：定額

2. 広域連携共生・対流等対策交付金 【1,132（800）百万円の内数】

都市部での市民農園整備等への支援を行います。また、趣味的農業利用の観点から、滞在型市民農園整備の推進を支援します。

事業実施主体：民間団体

補助率：定額

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))
農村政策課 (03-3502-0033 (直))

飼料増産・放牧等への取組支援

【26, 644 (18, 822) 百万円ほか】

対策のポイント

飼料作物、バイオマス作物等の省力作物の作付け促進を図るほか、放牧や鳥獣害対策を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を進めます。

<内容>

1. 粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 【605 (0) 百万円】

耕作放棄地を草地として活用することにより飼料作物の作付を拡大します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会

2. 農畜連携水田活用対策事業 【5,404 (5, 404) 百万円】

水田における創意工夫を活かした飼料生産等への取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

3. 強い農業づくり交付金 【30,298 (34, 067) 百万円の内数】

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内、1/3以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

4. 草地畜産基盤整備事業（公共） 【17,713 (13, 418) 百万円】

飼料基盤の整備等を実施します。

補助率：1/2以内、55/100以内、2/3以内
事業実施主体：都道府県、都道府県農業公社

5. 生産性限界打破事業 【1,003 (0) 百万円の内数】

多収米を用いた超低コスト米生産技術を実証します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体

6. 地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業

【122（0）百万円】

既存の機械装備や遊休農地を活用した低コストな生産技術の実証等により、地産地消型のバイオディーゼル燃料の利用モデルを確立します。

〔
　　補助率：定額、1／2以内
　　事業実施主体：市町村、民間団体〕

7. 粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発

【606（506）百万円の内数】

飼料米の省力多収生産や、水田放牧利用の促進のための技術開発を実施します。

〔 事業実施主体：民間団体等〕

8. 鳥獣害防止総合対策事業

【2,800（0）百万円】

鳥獣被害防止に向けた、個体数調整、被害防除、生息環境管理の取組を総合的に支援します。

〔
　　補助率：定額、1／2以内等
　　事業実施主体：民間団体〕

〔
　　担当課：生産局畜産振興課 (03-3502-5993 (直))
　　農産振興課 (03-3502-5956 (直))
　　生産技術課 (03-6744-2111 (直))
　　農林水産技術会議事務局研究開発課 (03-3501-0966 (直))〕